



令和5年度 補助事業等

令和5年度予算・制度説明会(市町村向け)

令和5年3月







脱炭素化事業支援情報サイト(エネ特ポータル)

https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/

エネ特ポータル





▶本文へ ▶ 音声読み上げ・文字拡大 ▶ 各種窓口案内 ▶ サイトマップ

日本語 English



<u>ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 地球環境・国際環境協力 > 脱炭素化事業支援情報サイト(エネ特ポータル)</u>

脱炭素化事業支援情報サイト(エネ特ポータル)

脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について、事業一覧、申請フロー、活用事例等を掲載しています。

補助・委託事業を探す

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。絞り込み検索や、キーワードを入力しての事業検索ができます。ぜひ一度お試しください。



エネ特ポータルでできること

脱炭素化事業支援情報サイト(エネ特ポータル)

令和5年度予算(案)及び令和4年度補正予算 脱炭素化事業一覧

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。

公募や入札情報は「▶補助・委託事業の申請フロー」ページ記載のリンクよりご確認ください。



地域脱炭素実現に向けた再工ネの最大限導入のための計画づくり支援事業





【令和5年度予算(案)

800百万円(800百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額

2,200百万円

再工ネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再工ネ導入 の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と 質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再工ネ導入のためには、 地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再工ネ設備導入の計画、再工ネ促進区域の設定、再工ネの導入 調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を 全国的・集中的に行う必要がある。 4 事業イメージ

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再工ネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策 定、再工ネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の 再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向 上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1)地域再工ネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再工ネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②再工ネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援
- (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業
 - ①促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
 - ②地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業
 - ③公共施設等への再工ネ導入加速化及び計画策定支援事業
- (3)地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
 - ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
 - ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
 - ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

- ■事業形態
- (1)間接補助(定率;上限設定あり)(2)(3)委託事業
- ■補助・委託対象

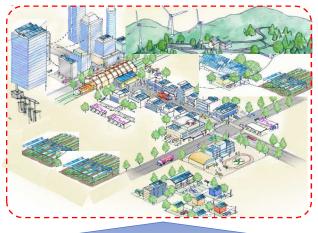
■実施期間

お問合せ先:

- (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)
- (2)(3)民間事業者·団体等
- 令和3年度~令和7年度

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再工ネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



- (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業
- ※(1)③は令和4年度~、(2)②は令和4年度~、(3)地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業(2)③は令和5年度~、(3)②③は令和5年度~

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話:03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再工ネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1)地域再工ネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援





地域の再工ネ目標・脱炭素事業の検討や再工ネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再工ネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再工ネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再工ネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再工ネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

地域再工ネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ① 地域の再工ネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援 地域のCO2削減目標や再工ネポテンシャル等を踏まえた再工ネ目標、目標達成に 必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調 査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。
- ② 再工ネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援 再工ネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組(地域の特性に応じた適正 な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成)を支援する。
- ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援 公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形 状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再工ネ設備の導入に向けた調査検討 を支援する。
- ④ **官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援** 地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体(地域新電力等)設立に必要と なるシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助 定率 ①3/4、2/3、1/2 ②33/4 ④2/3、1/2、1/3 上限 ①3800万円、②2,500万円、④2,000万円
- ■補助対象 ①②地方公共団体、③④地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)
- ■実施期間 令和3年度~令和7年度 ※(1)③は令和4年度~

4. 事業イメージ



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度予算(案)2,000百万円(2,000百万円)】環境省 【令和4年度第2次補正予算額 2,000百万円 】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日第3回 国・地方脱炭素実現会議決定)において、国・自治体の公共施設 における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設 へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向 上)と地域の脱炭素化を同時実現する。 支援対象

2. 事業内容

公共施設*1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、 災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ① (設備導入事業) 再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネ レーションシステム及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導 管等)がびに省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費 用の一部を補助。
- ② (詳細設計等事業) 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う 事業の費用の一部を補助。
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は 業務継続計画 により、災害等発生時に業務を維持するべき施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・ 代替庁舎など) に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部 給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

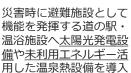
お問合せ先:

①都道府県·指定都市:1/3、市区町村:1/2~2/3 離島:2/3 ■事業形態 間接補助 ②1/2(上限:500万円/件)

「PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同 ■補助対象 申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可

■実施期間 令和3年度~令和7年度 ⁴公共施設への設備導入(例)







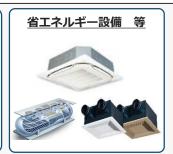
持として機能を発揮する本 庁舎へ地中熱利用設備を導 ジェネレーションシステム



防災拠点及び行政機能の維 地域の医療拠点として機能 を発揮する公立病院へコー を導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化





環境省大臣官房地域脱炭素審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話:03-5521-8233 環境省環境再生・資源循環局廃棄物滴正処理推進課浄化槽推進室

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)





【令和 5 年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】 【令和 4 年度第 2 次補正予算額 5,000百万円 】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地 方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・ 技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

- (1) 地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金
- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再工ネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

②重点対策加速化事業への支援

再工
ネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再工
ネ等の導入 や住宅の省工
ネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

3. 事業スキーム

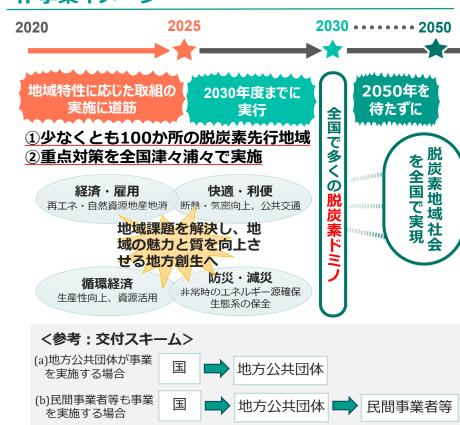
お問合せ先:

■事業形態 交付金 交付率:(1)①、(2) 原則2/3※ 2/3~1/3等

※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部3/4

- ■交付対象 地方公共団体等
- ■実施期間 令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ



地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

	地域脱炭素移行・再工ネ	特定地域脱炭素移行	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	加速化交付金
交付要件	○ <mark>脱炭素先行地域に選定されていること</mark> (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再工ネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市: 1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されて いること
対象事業	(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再工ネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再工ネポテンシャルを最大限活かした再工ネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再工ネ発電設備:太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再工ネ熱利用設備/未利用熱利用設備:地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再工ネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再工ネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再工ネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備(高効率換気・空調、コジェネ等) (2) 効果促進事業 (1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①~⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例:住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例:未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例:新築・改修予定のの業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例:ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ※2 (例:地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る ①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。	民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が神益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素・・省エネ・・第エネ)等の導入を支援する。
交付率	原則2/3 ※1① (太陽光発電設備除く)及び②について、財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2/3~1/3、定額	原則2/3 *1
事業期間	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- おおむね <mark>5 年程度</mark>	
備考	○ <mark>複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要</mark> (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		







木質バイオマス のエネルギー利用



家畜排せつ物の エネルギー利用





エネルギーマネジメント システム導入

















ーーーーー 自営線 ゼロカーボン・ドライブ マイクログリッド



再エネ水素利用

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)





【令和5年度予算(案) 5,894 百万円(5,900百万円)】 【令和4年度第2次補正予算額

6,000百万円 】

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年度46%減(2013年度比)の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等に おけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な 社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1)新築建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携)
 - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- (2) 既存建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携)
- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業(一部国土交通省連携)
- (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
- (5)上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携)
- (6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業(国土交通省連携)
- ※ (1) ①及び(2) ①は、他のメニューに優先して採択
- ※ 電力調達も勘案し再工ネ100%となる事業は加点

3. 事業スキーム

- 間接補助事業(メニュー別スライドを参照)・委託事業 ■事業形態
- ■委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- メニュー別スライドを参照 ■実施期間

4. 事業イメージ

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物 ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等 を導入し、停電時にもエネルギー供 給が可能であって、換気機能等の感 染症対策も備えたレジリエンス強化 型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



(2) 既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネ ルギー建築物実証事業

電話:0570-028-341

ZEBのさらなる普及拡大のため、 既築ZEBに資するシステム・設備機器 等の導入を支援する。



建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(1) 新築建築物のZEB化支援事業





新築の業務用施設のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備 えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業 災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー 供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
- ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携) ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- ◆①に関する主な補助要件:

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再工ネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。

- ◆①及び②における優先採択:以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・①は被災等により建替えを行う事業

3. 事業スキーム

間接補助事業①2/3~1/2(上限5億円)②3/5~1/3(上限5億円)

- ■事業形態 委託事業 ③
- ■委託先及び補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- ■実施期間 ①令和2年度~令和6年度 ②平成31年度~令和6年度 ③令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
) 连'\凹恨	1	2
2,000m² 未満	<u>『ZEB』</u> 2/3 Nearly ZEB 3/5	<u>『ZEB』</u> 3/5 <u>Nearly ZEB</u> 1/2 <u>ZEB Ready</u> 補助対象外
2,000m ² ~ 10,000m ²	ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m² 以上	地方公共団体※1 のみ対象 補助率は同上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

- ※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
- ※2 EV等(外部給電可能なものに限る)を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり)

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話:0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2) 既存建築物のZEB化支援事業





既存の業務用施設のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、 2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備 えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業 災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー 供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
- ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携) ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆①に関する主な補助要件:
 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆優先採択:以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・①は被災等により改修を行う事業

3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業(2/3(上限5億円))
- ■補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- ■実施期間 ①令和2年度~令和6年度 ②平成31年度~令和6年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等		
延/\ 囬惧	1	2	
2,000m² 未満	<u>『ZEB』</u> 2/3 <u>Nearly ZEB</u> 2/3 <u>ZEB Ready</u> 2/3	<u>『ZEB』</u> 2/3 <u>Nearly ZEB</u> 2/3 <u>ZEB Ready</u> 補助対象外	
2,000m ² ~ 10,000m ²	地方公共団体※1 のみ対象 <u>『ZEB』</u> 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	
10,000m² 以上	Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3	
× 1 ≠n:	 		

- ※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
- ※2 EV等(外部給電可能なものに限る)を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり)

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話:0570-028-341

再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業





【令和4年度第2次補正予算額 1,000百万円】

公用車・社用車に「再エネ×電動車」を導入し、地域住民の足としてシェアリングとしても活用します。

1. 事業目的

• 地方公共団体の公用車及び民間事業者の社用車に「再工ネ×電動車」を導入することで移動の脱炭素化を進め、当該電動車の有休時には地域住民が利用(シェアリング)できるようにする。また、電動車を"動く蓄電池"として活用することでレジリエンス強化を促進する。

2. 事業内容

- ○地方公共団体及び民間事業者・団体において使用する公用車/社 用車について、
 - ①再生可能エネルギー発電設備との同時導入
 - ②地域住民等へのシェアリング を要件に、電気自動車導入を支援する。
- ○また、電気自動車導入に併せて行う、充放電設備/外部給電器、 急速充電器等の導入を支援する。

4. 事業イメージ





普段は公用車・社用車、遊休時は 地域住民の足としてシェアリング

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業(1/2、1/3、定額 ※一部上限あり)

■補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間 令和4年度



お問合せ先: 水・大気環境局 自動車環境対策課:03-5521-8303

地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギー や電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を 計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費(仮称)」を計上し、脱炭素化推進事業債(仮称)を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債(仮称)の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う 公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業 (再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、 省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで (地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1.000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債(仮称)

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化		50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)	90%	財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債(仮称)と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行

12

対象事業と交付税措置率

<公適債(脱炭素化事業)>

<脱炭素化推進事業債(仮称)>

類型

再エネ

対象事業

太陽光発電(公共施設等の改修)

省
丘
ネ

公共施設等のZEB化^(注2)(改修)

公共施設等の省エネ改修

LEDの導入(公共施設等の改修)

対象事業 (赤字は拡充部分)	交付税措置率
太陽光発電(公共施設等の <mark>新築・改築・</mark> 改修)	
太陽光発電以外の再生可能エネルギー全般(バイオマス、風力等)	50%
公共施設等のZEB化 ^(注2) (新築・改築・改修)	
公共施設等の省エネ改修 ^(注3)	財政力に応じて
LEDの導入(公共施設等の改修)	30~50%

電動車

公用車における電動車の導入(EV、FCV、PHEV)	30%
----------------------------	-----

- 注1:公適債においては売電を主たる目的とするものは対象外としており、新たな事業債においても同様とする。
- 注2:ZEB Oriented以上。ZEB化の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)太陽光発電設及びコージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)。
- 注3:省エネ改修の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)コージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。) (カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)

令和4年度内の問い合わせ

令和5年度運用開始以降 脱炭素推進事業債

:総務省調整課(03-5253-5619)

:総務省財務調査課(03-5253-5647)

公営企業(脱炭素推進債):総務省公営企業室(03-5253-5642)

13

公営企業の脱炭素化の推進

○ GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

1. 対象事業

○ 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の 脱炭素化のための地方単独事業

(太陽光発電、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車等の導入)

※この他、小水力発電(水道事業・工業用水道事業)やバイオガス発電、リン回収施設等(下水道事業)、

電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業(バス事業))についても対象

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

2. 事業期間

〇 令和5年度~令和7年度

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化※1	50%
省エネルギー (省エネ改修 ^{※2} 、LED照明の導入)	財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車等の導入 (EV、FCV、PHEV)	30%

- ※1 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象
- ※2 省エネ·高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の 省エネ設備の導入等を含む

3. 地方財政措置

○ 地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、 元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、

その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置

(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)



※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

水道・工業用水道事業における脱炭素化の推進

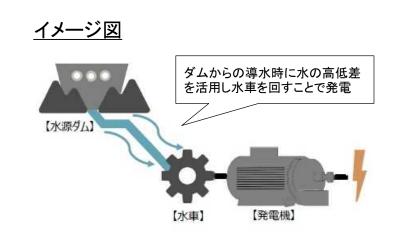
○ GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、小水力発電の導入の取組に対して地方財政措置を講じ、水道・工業用水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

- 〇 小水力発電の導入
- ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業を対象
- ※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

事業期間

〇 令和5年度~令和7年度

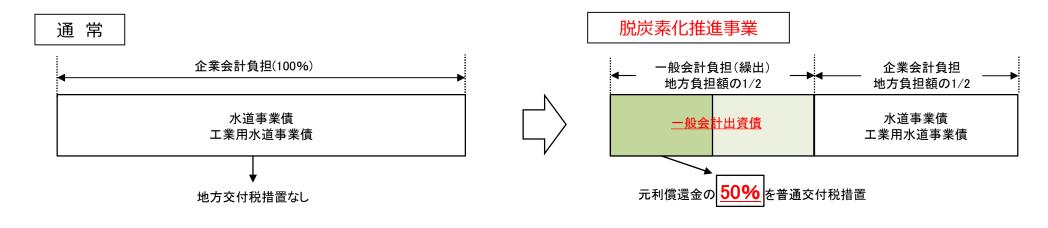






地方財政措置

〇 地方負担額の1/2に一般会計から出資(一般会計出資債)し、その元利償還金の<u>50%を普通交付税措置</u> (残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)



下水道事業における脱炭素化の推進

〇 GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を 率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、再生可能エネルギーの導入、<u>汚</u> <u>泥の活用や高温焼却によるN2Oの削減</u>の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

- 再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用)
- 汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入)
 - ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業を対象
 - ※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

事業期間

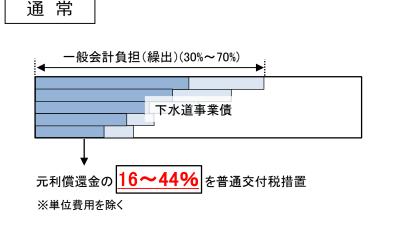
〇 令和5年度~令和7年度

パイオガス発電事業 (鹿沼市)



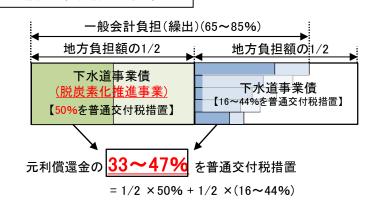
地方財政措置

○ 地方負担額の1/2に「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、 元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金の<u>50%を普通交付税措置</u> (残余(地方負担額の1/2)については、通常の下水道事業債を充当)





脱炭素化推進事業



交通事業(バス事業)における脱炭素化の推進

〇 GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を 率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、<u>電動バス等の導入(EV、FCV、PHEV)</u>の取組に対して地方財政措置を講じ、交通事業(バス事業)における脱炭素化を推進。

対象事業

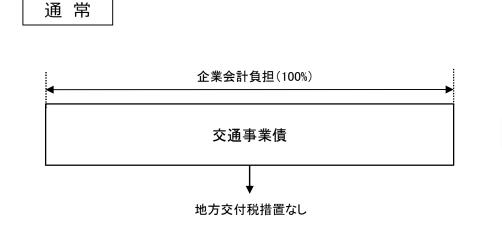
- 電動バスの導入(EV、FCV、PHEV)
- 充電設備の導入※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業を対象

事業期間

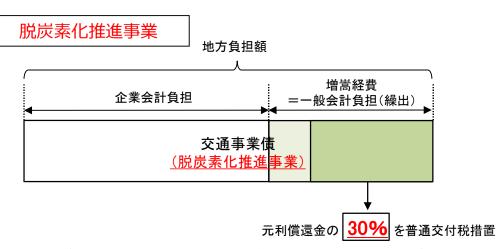
〇 令和5年度~令和7年度

地方財政措置

〇 地方負担額の全額に「交通事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の一定額を一般会計からの 繰出の対象とし、元利償還金の30%を普通交付税措置







- ※ 一般車両を導入する場合に比して増嵩する額に相当する額を一般会計繰出
- ※ FCVをリースにより導入する場合は車両導入費の30%を特別交付税措置

住宅省エネキャンペーン



- ・国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携により実施する事業。
- ・『こどもエコすまい支援事業』、『先進的窓リノベ事業』、『給湯省エネ事業』3つの柱
- ・各事業の補助金の交付を受けるには、事業者が、消費者に代わり交付申請等の手続きを実施。
- ・事業の事務局に対して、事業者登録を行う必要あり。
 - ※ポータルサイトにて登録事業者の確認が可能です。



住宅省エネキャンペーン





- ・ハウスメーカー等による代理申請
- ≪新築≫
- ・子育て世帯・若者夫婦世帯 対象
- ・高い省エネ性能 (Z E Hレベル) を有する新築住宅に対して補助 (定額、1 戸あたり100 万円)
- «リフォーム»
- ・すべての世帯を対象
- ・工事内容によって定額、原則最大30 万円を交付
- ・子育て世帯・若者夫婦世帯の場合等に上限引き上げの特例あり
- ・住宅の窓・壁等に対する一定の断熱改修や、一定のエコ住宅設備の設置等の省エネリフォームが対象
- ・省エネリフォームと併せて行うバリアフリー化や子育て対応改修等に対しても工事内容に応じた定額を支援
- ・同一箇所でなければ、同一工期同一事業者にて他2事業と併用可能



先進的 窓リノベ事業

- ・高断熱窓※1への断熱改修工事※2に対して支援
- ※1 熱貫流率Uw1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの
- ※2 ガラス交換、内窓設置、外窓交換(カバー工法、はつり工法)
- ・工事内容に応じて定額補助(1戸当たり最大200万円)
- ・施丁業者等による代理申請



省エネ事業

- ・一定の基準を満たした高効率給湯器導入者に対して支援
- ・機器ごとに設けられた定額
- ・エネルギー小売事業者、高効率給湯器の販売事業者、ハウスメーカー等による代理申請

住宅省エネキャンペーン

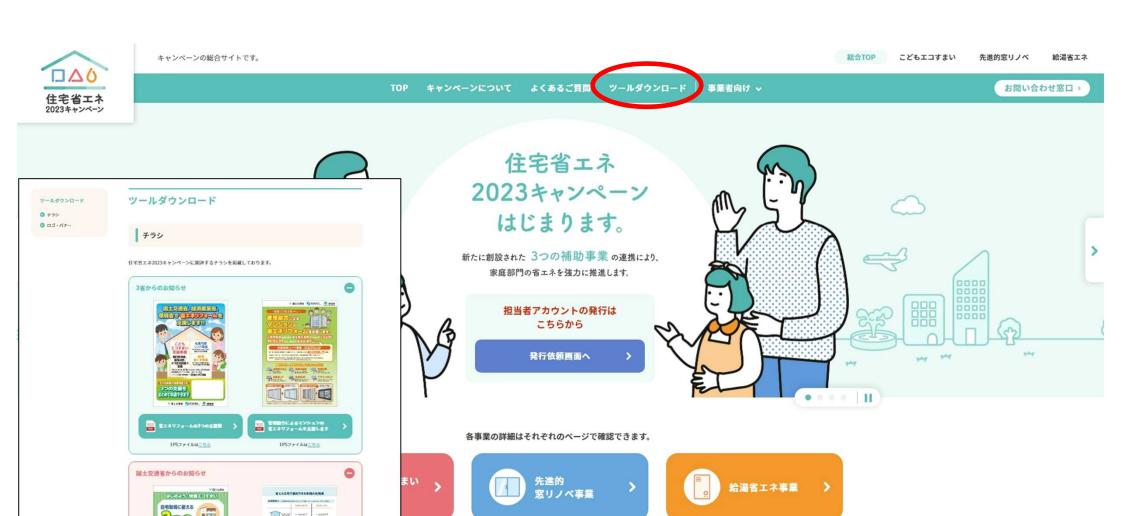
TOTAL CHARL COMM

ZEHによる光融費と健康への発業 (関土交通省)

② 禁言 213 年間の税額投除

住宅取得に使える3つの支援等 (現土交通客)





タスクフォース・環境事務所取組の御紹介



- (1)ゼロ北ハンドブック
- (2)ゼロ北メーリス
- (3)ゼロ北テラス

(4)地域脱炭素マッチング会

(1)ゼロ北ハンドブック





ゼロ北ハンドブック

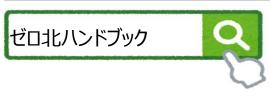
北海道内 地域脱炭素関連補助施策集

市町村編

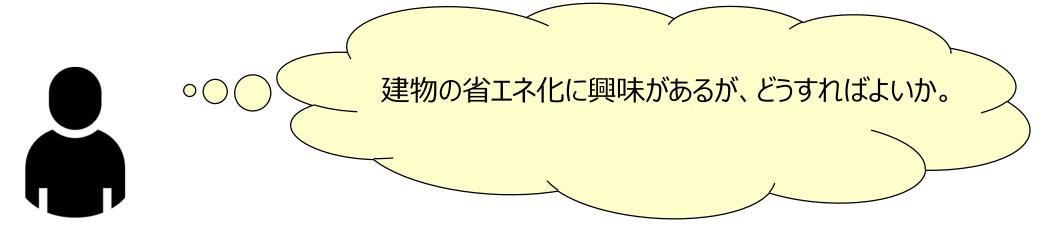
令和5年度 〈第1版〉

令和5年2月

http://hokkaido.env.go.jp/earth/post_143.html



- ・7つの地方支分部局(総合通信局、農政事務所、森林管理局、経済産業局、開発局、運輸局、環境事務所) + 道庁の 脱炭素関連補助施策が1冊に。
- ・機関別ではなく、やりたいことから事業検索が可能な構成。
- ・令和5年度版を2月に公開。(一部令和4年度事業を参考掲載)



(1)ゼロ北ハンドブック



目次

8 9 10	交通網を整備したい! 電動車(EV)を導入したい! 建物の省エネ化をしたい! 10-1 省エネ改修・省CO2設備導入 10-2 ZEB	17 18 19
11	公共施設の種別ごとに使えるものを検討したい 11-1 廃棄物処理施設・浄化槽 11-2 上下水道・ダム施設 11-3 国立公園利用施設 11-4 温泉施設 11-5 空港施設 11-6 港湾施設 11-7 漁港施設	!20
12 13 14	脱炭素な観光を実施したい! 普及促進を実施したい! 吸収源対策を実施したい! 14-1 森林整備 14-2 ブルーカーボン	21 22 23
15 16 17 18	農林水産業の脱炭素化を実現したい! 先進技術を導入したい! デジタル基盤を整備したい! 炭層を活用したい!	24 25 25 25



(1)ゼロ北ハンドブック



中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業のうち

エネルギー利用最適化診断事業・情報提供

59

事業内容

- ① エネルギー利用最適化診断事業 工場・ビル等のエネルギー管理状況を診断し、AIやIoT等を活用し た運用改善や再エネ導入提案等を支援する。
- ② 情報提供事業 エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣等を支援する。

補助対象物

- ① エネルギー診断に係る費用の一部
- ② 講師派遣に係る費用

補助対象者

- ① 中小企業者又は年間のエネルギー使用量が一定規模(原則、 原油換算値で1,500kl未満)の工場・事業場等 ※地方公共団体における活用については、執行団体にお問い合
 - ※地方公共団体における活用については、執行団体にお問い合わせください。
- ② 地方公共団体、事業者等

問い合わせ先

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

※上記は、令和3年度公募内容をもとに記載しています。

エネルギー利用最適化診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、AIやIoTを活用して設備の運用改善や高効率設備への更新に加え再エネ導入の提案を行う。

【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・照明の運用改善
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
- 再エネ設備の導入支援

情報提供

- ・成功事例の横展開
- ・エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣





(2)ゼロ北メーリス





メールにて「氏名」「所属」「登録を希望するメールアドレス」 をお知らせください。

【登録メールの送付先】

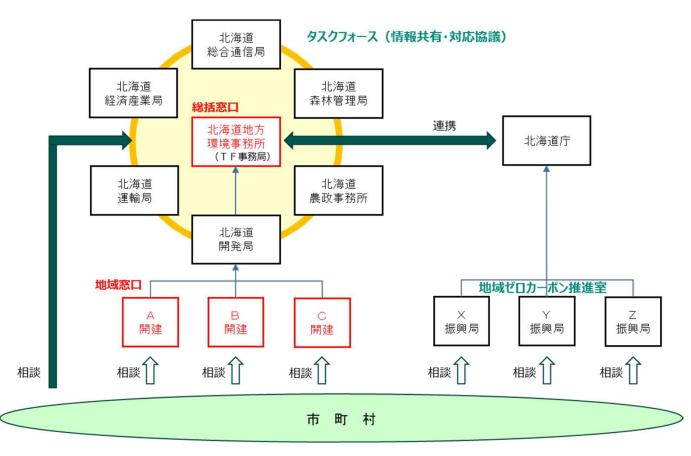
送信先: CN-HOKKAIDO@env.go.jp

【件名】「ゼロ北メーリス(地方自治体向け)登録希望」もしくは

「ゼロ北メーリス(民間事業者向け)登録希望」

(3)ゼロ北テラス

脱炭素に関して、どこでもなんでも(質問受け付けます。





脱炭素を何を

補助金ないかな

何が使える

関係機関どこにでも相談可能!

相談内容に応じ、関係機関同士で情報共有、対応協議を行うことによりあらゆる相談に対応します!

(3)ゼロ北テラス

相談先

●総括窓口 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

TEL: 011-299-2460

Mail: CN-HOKKAIDO@env.go.jp

北海道総合通信局

情報通信部情報通信振興課

TEL: 011-709-2311(内4716) Mail:chousei-k@soumu.go.jp

北海道森林管理局

総務企画部企画課

TEL: 011-622-5228

Mail:h_kikaku@maff.go.jp

北海道開発局

開発監理部開発連携推進課

TEL: 011-709-2311(内5417、5418)

Mail:hkd-ky-zerocarbon@gxb.mlit.go.jp

北海道農政事務所

企画調整室

TEL: 011-330-8801

Mail: hokkaido_kikaku@maff.go.jp

北海道経済産業局

資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課

TEL: 011-709-2311(内2702、2703)

Mail: hokkaido-shigen@meti.go.jp

北海道運輸局

交通政策部環境 · 物流課

TEL: 011-290-2726

Mail: hkt-kanbutsu-sa1tsu@gxb.mlit.go.jp

(3)ゼロ北テラス(開発建設部)

開発建設部	名称	電話	e-mail
札幌開発建設部地域振興対策室	地域活力支援チーム	011-611-0281(直通)	hkd-sp-sakken-81h@gxb.mlit.go.jp
函館開発建設部地域振興対策室	地域支援窓口	0138-42-7740(直通)	hkd-hk-tiikishinkou@gxb.mlit.go.jp
小樽開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0134-23-8035(直通)	hkd-ot-kouhou@gxb.mlit.go.jp
旭川開発建設部地域振興対策室	旭建なんでも相談所 (地域支援相談窓口)	0166-32-3079(直通)	hkd-as-chiiki@gxb.mlit.go.jp
室蘭開発建設部地域振興対策室	地域活力推進窓口	0143-25-7053(直通)	hkd-mr-info@gxb.mlit.go.jp
釧路開発建設部地域振興対策室	地域活力支援チーム	0154-24-7395(直通)	hkd-ks-chiiki@gxb.mlit.go.jp
帯広開発建設部地域振興対策室	地域活力支援チーム	0155-24-3195(直通)	hkd-ob-katsuryoku@gxb.mlit.go.jp
網走開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0152-44-6851(直通)	hkd-ab-chiiki@gxb-mlit.go.jp
留萌開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0164-42-2395(直通)	hkd-rm-chiiki@gxb.mlit.go.jp
稚内開発建設部地域振興対策室	地域支援相談窓口	0162-33-1185(直通)	hkd-wk-chiiki-81y@gxb.mlit.go.jp

(4)地域脱炭素マッチング会



背景

- 地域脱炭素の推進に向けて、市町村はいかに民間企業を巻き込むかが重要
- 専門性を有する民間企業としても、地域と一緒にまちづくりをしたいニーズが増加
- → 現状では、市町村と企業が出会える機会がないことが課題となっている

趣旨

● 地域脱炭素化に関する困り事・ニーズを持つ市町村と、解決できる強み・シーズを 持つ企業とがマッチングできる機会を提供し、地域脱炭素の取組を加速させる

● 内容・プログラム案

		【イントロダクション】	第1回 【マッチング会】	第2回 【マッチング会】	
日時		8月24日(水)	10月26日(水)	1月18日(水)	
プ	①開会・ 挨拶	•環境省挨拶、趣旨説明等			
ログラム	②プレゼン	パートナー企業による 地域脱炭素に向けた 取組事例発表 取組及びソリューション		市町村のプレゼン 地域脱炭素に向け た取組及びニーズの 発表	
2 時間]	③座談会	・座談会形式による発表内容や取組事例の深掘り ・チャットによる質問受付・回答			
	④閉会		・マッチングの実施	・マッチングの実施	

【市町村】 脱炭素って、何から取組 めば良いかわからない

【民間企業】 地域脱炭素の支援をしたいけど、市町村へのアプローチ はどうすれば良いだろう





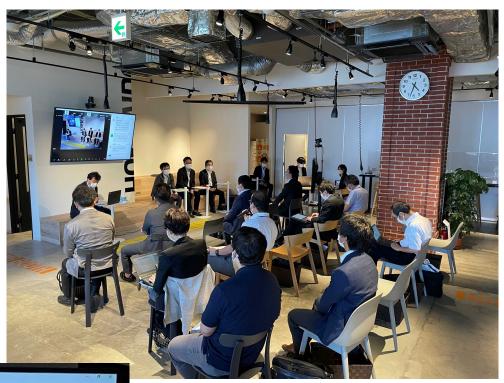


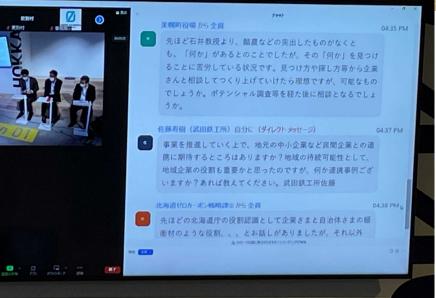
民間企業

加速·推進

(4)地域脱炭素マッチング会



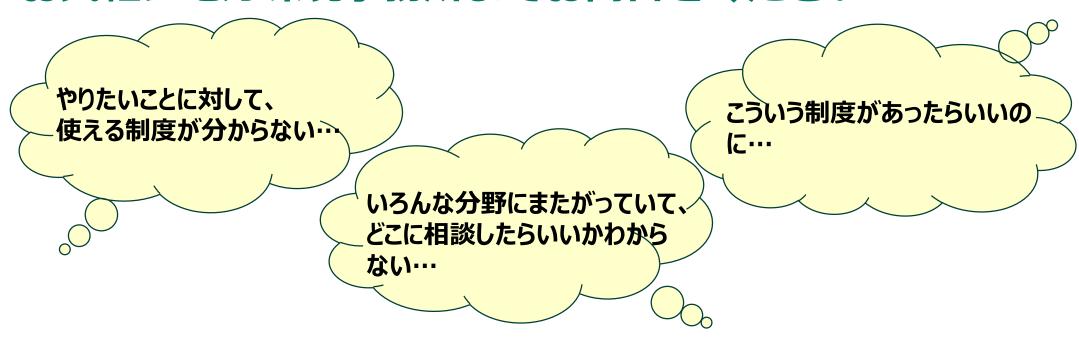






おわりに

脱炭素に関して、 お気軽に地方環境事務所までお問合せください!



北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室

電話:011-299-2460

メールアドレス: CN-HOKKAIDO@env.go.jp